

(9) 秦野市への提出書類

【新規申請、継続申請を行う場合に提出する書類】

◆事業体区分が法人、個人に関わらず提出する書類

項番	提出書類名《該当条件》	業種区分				説明	提出条件
		工事	コンサル	一般委託	物品		
1	納税状況調査及び暴力団員等調査同意書（秦野市固有様式）	○	○	○	○	①秦野市内に本店又は受任地がある方の直近の納税状況を市が調査することに対する同意書です。 ②暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等の調査及び確認のため、役員名簿を神奈川県警察本部に照会することに対する同意書です。	・秦野市内に本店又は受任地がある方のみ必須となります。
2	競争入札参加資格認定申請に関する代理人の委任状《代理申請のとき》	○	○	○	○	競争入札参加資格認定申請の手続を申請者に代わって行政書士が行う場合に提出していただく書類です。	・申請を委任して行う場合、必須となります。
3	建設業許可申請書別表若しくは営業所一覧表又は営業所一覧表（更新）の写し《工事で受任者を置くとき》	○				建設業許可申請書別表等で、受任者の方の許可状況を確保するため必要となる書類です。	・工事で受任者を置く場合、必須となります。
4	入札契約に関する代理人の委任状（受任者ごと）	○	○	○	○	受任者を置く場合、受任者確認のため、必要となる書類です。	・受任者を置く場合、必須となります。 ・受任者を複数置く場合は、受任者ごとに必須となります。
5	建築士事務所登録通知書（写し）（受任者分）【知事】《該当の営業種目を申請するとき》		○			受任者が「302建築設計」について入札契約事務を行う場合は、受任地において建築士事務所登録をしていることが必要です。	・建設コンサルタント業の営業種目「302建築設計」を申請する場合で、受任者が「302建築設計」の入札契約事務を行う場合のみ提出してください。 ・なお、県と同じ受任者の場合は提出は不要です。
6	前年度の秦野市固定資産税（償却資産含む）の納税証明書（完納済のもの）《市内に固定資産がないときは不要》	○	○	○	○	秦野市が発行する固定資産税（償却資産含む）の納税証明書です。	・秦野市内に本店又は支店・営業所等がある場合は必須となります。 ・申請日から起算して、前3か月以内に発行されたもので、完納済みのもの（納期未到来のものを除く）を提出してください。 ・写しでの提出不可。

◆事業体区分が法人の場合のみ提出する書類

項番	提出書類名《該当条件》	業種区分				説明	提出条件
		工事	コンサル	一般委託	物品		
7	法人市民税納税証明書（完納済のもの）（秦野市の初回納税時期以前のときは法人設立開設届）《市内に事業所があるとき》	○	○	○	○	秦野市が発行する法人市民税の納税証明書です（決算日が到来した直近の事業年度の納税状況を確保することが必要です）。ただし、秦野市において初回納税時期以前のときは秦野市に提出した法人設立開設届及び本店分の法人市町村民税の納税証明書もあわせて提出してください。また、秦野市での初回納税後、秦野市の法人市民税納税証明書を追加で提出してください。	・秦野市内に本店又は支店・営業所等がある場合は必須となります。 ・納税証明書は、申請日から起算して前3か月以内に発行されたもので、完納済みのもの（納期未到来のものを除く）を提出してください。 ・写しでの提出不可。

◆事業体区分が個人の場合のみ提出する書類

項番	提出書類名《該当条件》	業種区分				説明	提出条件
		工事	コンサル	一般委託	物品		
8	前年度の秦野市民税（完納済のもの）（個人）納税証明書《市内に事業所があるとき》	○	○	○	○	秦野市が発行する個人市県民税の納税証明書です。	・秦野市内に本店又は支店・営業所等がある場合は必須となります。 ・申請日から起算して、前3か月以内に発行されたもので、完納済みのもの（納期未到来のものを除く）を提出してください。 ・写しでの提出不可。

（備考）

- 事業体区分が以下の場合  
事業協同組合 - 項番1～4、6、7の書類のうち、条件に該当するものを提出してください。  
官公需適格組合 - 同上
- 項番1の書類の様式入手先については、以下のとおりです。  
秦野市ホームページからダウンロードしてください。  
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000004302/index.html>